三　調　発　第１４３号
平成２８年１１月２１日

会　員　各　位

三重県土地家屋調査士会
会　長　　神　戸　照　男

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の追加公開について

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、標記の基準点につきましては、平成２６年７月７日付け三調発第５７号にてご案内させていただいたところでございますが、この度、津地方法務局より別添、平成２８年１１月２日付不登第１８０号のとおり新たに別紙記載の地区についての基準点成果を１２月１日から各管轄の法務局に備え付け、追加公開する旨の連絡がありました。

今回、追加公開された基準点は、平成２５年度から２６年度に都市部官民境界基本調査が実施された地区が対象となり、これにより、平成２２年度から２６年度までの成果が公開されることになります。

今回の対象地区のうち、ＤＩＤ地区外である地区については、今後新たに、世界測地系の成果により地積測量図を作成しなければならない地区となり、同成果地区内の土地について平成２９年３月１日以後分筆等の申請をした場合において、同成果を利用することができるにもかかわらず、同成果に基づかない地積測量図が作成されている場合には、基本三角点に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして、不動産登記法第２５条第９号により却下の対象となりますので、該当地区の業務を実施される際は、当該基準点成果をご確認いただき、使用指針に沿って適正にご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会ホームページの会員専用ページ・基準点資料関係に、追加公開分の成果（法務局で公開されている成果のうち、成果表を除いたもの）を１２月１日予定で掲載させていただきますのでご利用ください。

なお、平成２７年度以降の成果につきましても今後、順次公開予定となっていますことを申し添えさせていただきます。

別紙

追加公開地区

【本局】
・平成２５年度　津市香良洲区域
・平成２６年度（その１）　津市香良洲町地内
・平成２６年度（その２）　津市香良洲町地内
・平成２６年度（その３）　津市香良洲町地内
【桑名支局】
・平成２５年度　桑名市江場・小貝須区域
・平成２５年度　木曽岬町源緑輪中区域
【四日市支局】
・平成２５年度　四日市市天カ須賀三丁目、四丁目区域
・平成２６年度　三重郡川越町大字高松地内
【鈴鹿出張所】
・平成２５年度　鈴鹿市若松区域
【松阪支局】
・平成２５年度　松阪市大口町、猟師町区域
・平成２５年度　明和町大淀・山大淀・大堀川新田区域
・平成２５年度　大紀町錦区域
【伊勢支局】
・平成２５年度　伊勢市大湊町他区域
・平成２５年度　伊勢市神社港他区域
・平成２６年度　伊勢市曽祢一丁目から伊勢市常盤三丁目
・平成２５年度　南伊勢町船越・中津浜浦区域
・平成２５年度　鳥羽市相差町の一部区域
・平成２５年度　志摩市志摩町片田区域
【尾鷲出張所】
・平成２５年度　尾鷲市旧尾鷲区域、
・平成２６年度（その１）　尾鷲市座ノ下町から尾鷲市北浦町
・平成２６年度（その２）　尾鷲市中側から矢浜二丁目まで
【熊野出張所】
・平成２５年度　紀北町矢口浦・引本浦・島勝浦・白浦区域
・平成２５年度　御浜町阿田和Ａ区域
・平成２５年度　紀宝町区域
・平成２６年度　熊野市大泊町地内

機密性２　完全性２　可用性２

不登第１８０号

平成２８年１１月２日

三重県土地家屋調査士会

会長　神　戸　照　男　殿

津地方法務局不動産登記部門

首席登記官　林　　康　雄

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の活用について（依頼）

晩秋の候，ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は，登記行政に格別の御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，今般，法務省民事局民事第二課から，都市部における地籍調査の促進を図るために実施された都市部官民境界基本調査の成果として，国土交通省土地・建設産業局地籍調査課から提供された標記測量成果の送付を受けました。

つきましては，下記登記所において，本年１２月１日から同成果を備え付け，これを公開（閲覧のみ）しますので，貴会所属会員の皆様に周知されたく御依頼申し上げます。

なお，同成果の活用については，平成１８年１０月２３日付け登第８３４号津地方法務局首席登記官からの「都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（依頼）」文書内容と同様に，明年３月１日以後，同成果地区内の土地について，分筆等の申請があったが，同成果を利用することができるにもかかわらず，同成果に基づかない地積測量図が作成されている場合には，基本三角点等に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして，不動産登記法第２５条第９号により却下の対象となりますので，この旨につきましても，貴会所属会員の皆様に周知されたく御依頼申し上げます。

記

津地方法務局不動産登記部門	津地方法務局四日市支局
津地方法務局伊勢支局	津地方法務局松阪支局
津地方法務局桑名支局	津地方法務局熊野支局
津地方法務局鈴鹿出張所	津地方法務局尾鷲出張所